

- 1 議案第 100 号 立川市錦児童館指定管理者の指定について
- 2 議案第 101 号 立川市上砂児童館指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定の期間を平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとして、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 立川市錦児童館

(1) 公の施設の位置

立川市錦町 3 丁目 12 番 1 号

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社サクセスアカデミー

藤沢市鶴沼石上 1 丁目 1 番 15 号

2 立川市上砂児童館

(1) 公の施設の位置

立川市上砂町 1 丁目 13 番地の 1

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3